

議案第30号

特別区道の路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

都市計画法第40条により帰属する道路を特別区道の路線として認定する必要があるので、本案を提出いたします。

特別区道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

路 線 名	起 点 終 点	幅員、延長等
葛 9 9 0 号	葛飾区水元四丁目15番45から 葛飾区水元四丁目15番43まで	別紙図面表示 の と お り

葛飾区特別区道路線認定 略図

(水元四丁目地内)

—— 特別区道路線

■ 新たに認定する特別区道路線 (葛990号)

幅員 4.50メートル

延長 44.17メートル

面積 210.08平方メートル

水元四丁目

